

兵庫県公報

平成27年4月14日 火曜日 第2687号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 農用地利用配分計画の認可（農業経営課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成27年近畿地方整備局告示第56号）（道路街路課）	4
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成27年近畿地方整備局告示第70号）（同）	4
○ 同 上（平成27年近畿地方整備局告示第71号）（同）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更（同）	6
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成27年近畿地方整備局告示第49号）（同）	7
○ 南あわじ都市計画道路事業の事業計画の認可（平成27年近畿地方整備局告示第55号）（同）	7
○ 公有水面埋立工事のしゅん功認可（港湾課）	7
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	8
公 告		
○ 私立幼稚園の廃止認可（私学教育課）	8
○ 私立専修学校の設置認可（同）	9
○ 私立各種学校の廃止認可（同）	10
○ 農用地利用配分計画の認可の申請（農業経営課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
病院局告示		
○ 公印の廃止	13
正 誤		
○ 平成26年11月28日付け兵庫県公報号外中	13

告 示

兵庫県告示第343号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について以下のとおり認可した。

（「以下のとおり」は省略し、今回認可した農用地利用配分計画を兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 今回認可した農用地利用配分計画の概要
（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住 所	

26	第52号	農事組合法人 あびき	加西市網引町791—1	加西市網引町字北山831番4ほか 135筆
	第53号	農事組合法人 窪田町営農組合	加西市窪田町728	加西市窪田町字境垣内724番ほか 73筆
	第54号	株式会社 ファームかんの	加古川市神野町神野690番地の 1	加古川市神野町西条字沼1916番 ほか122筆
	第55号	株式会社 中新田営農組合	加古郡稲美町加古2597—2	加古郡稲美町加古字見谷東9633 番ほか34筆
	第56号	上岡 将也	姫路市砥堀147—1 市営砥堀東 住宅3—309	姫路市夢前町宮置字谷口950番1 ほか4筆
	第57号	青田 真利	姫路市船津町2576—1	姫路市夢前町宮置字下ノ田104番 1ほか5筆
	第58号	有限会社 夢前夢工房	姫路市夢前町宮置909—1	姫路市夢前町宮置字田中247番1 ほか3筆
	第59号	村上 裕章	姫路市夢前町宮置453	姫路市夢前町宮置字大谷594番1 ほか1筆
	第60号	村上 茂樹	姫路市夢前町宮置666	姫路市夢前町宮置字猫黒667番1 ほか3筆
	第61号	株式会社 グリーンファーム揖 西	たつの市揖西町新宮1095—1番 地	たつの市揖西町竹万字中ノ坪132 番ほか190筆（※北山地区）
	第62号	株式会社 グリーンファーム揖 西	たつの市揖西町新宮1095—1番 地	たつの市揖西町龍子字中ノ内452 番ほか65筆（※龍子地区）
	第63号	農事組合法人 稲畑どろんこ会	丹波市氷上町稲畑767	丹波市氷上町稲畑字カヤノ651番 ほか80筆

2 農用地利用配分計画を認可した日

平成27年 4月 3日



兵庫県告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 4月14日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年 4月 6日から同月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市東大物町2丁目、東園田町8丁目、額田町及び金楽寺町2丁目



兵庫県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年4月1日から同月30日まで
- 3 作業地域
西宮市上之町、日野町及び堤町



兵庫県告示第346号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局豊岡河川国道事務所から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年7月18日から平成27年3月20日まで
- 3 作業地域
養父市八鹿町高柳から丹波市春日町七日市まで



兵庫県告示第347号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年2月5日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
尼崎市東園田町4丁目



兵庫県告示第348号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
一級水準測量
- 2 作業期間
平成26年11月25日から平成27年3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市下宮から納屋まで



兵庫県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成27年近畿地方整備局告示第56号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 5. 104号船場川線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成18年1月17日から平成28年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成27年近畿地方整備局告示第70号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3. 4. 145号加古川別府港線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成17年3月4日から平成30年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成27年近畿地方整備局告示第71号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県

- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3. 2. 80号沖浜平津線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成20年11月13日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年4月14日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年4月14日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 周世尾崎線	赤穂市高野字樋ノ口1363番1から 同 市坂越字高谷1634番3まで	旧	11.0から 21.0まで 14.0から 24.0まで	314.0 242.0	一部 予定地
		新	8.0から 21.0まで 14.0から 24.0まで	267.0 242.0	一部 予定地



兵庫県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年4月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月14日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼崎池田線	川西市栄根2丁目438番1から 同 市栄根2丁目437番4まで	旧	34.0から 34.0まで	10.0	
		新	34.0から 47.0まで	10.0	



兵庫県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年4月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月14日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 菅生澗林田線	姫路市夢前町菅生澗字西山1289番5から 同 市夢前町菅生澗字西山1289番5まで	旧	3.0から 5.0まで	218.0	
		新	6.0から 13.0まで	216.0	



兵庫県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年4月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月14日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 多賀洲本線	淡路市入野字大野337番1から 同 市入野字平畑1398番まで	旧	2.0から 20.0まで	129.0	
		新	5.0から 22.0まで	126.0	



兵庫県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年4月14日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 但馬空港線	豊岡市戸牧字本谷2074番3から 同 市上佐野字嶋1702番1まで	旧	8.0から 319.0まで	3,540.0	
	豊岡市戸牧字本谷2074番3から 同 市上佐野字嶋1702番1まで	新	8.0から 319.0まで	3,540.0	
	豊岡市戸牧字本谷2074番3から 同 市戸牧字畑ケ中1830番2まで		14.0から 78.0まで	1,924.0	予定地

~~~~~  
**兵庫県告示第357号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成27年近畿地方整備局告示第49号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業
- 3.4.12号龍野線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成24年1月27日から平成30年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用地の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
兵庫県告示第358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、南あわじ都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成27年近畿地方整備局告示第55号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南あわじ都市計画道路事業
- 3.5.420号湊線及び3.5.421号湊古津路線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成22年3月29日から平成31年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用地の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~  
**兵庫県告示第359号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり坊勢漁港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 しゅん功認可年月日  
平成27年 3月10日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
姫路市安田四丁目 1 番地  
姫路市  
姫路市長 石 見 利 勝
- 3 埋立区域の位置及び面積  
姫路市家島町坊勢字亀岩700番12、字西ノ浦701番181、701番184、701番127、701番 2、701番132、701番61、701番60、701番59地先の県道をはさんだ地先と701番59前面の堤及び字亀岩700番29地先の公有水面  
12, 069, 36平方メートル
- 4 免許年月日及び番号  
平成22年 7月16日  
兵庫県指令中播（姫港）第1079号の 2
- 5 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定による市町名  
姫路市



**兵庫県告示第360号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の 2 の 7 の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成27年 4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社サンプランニング  
代表者の氏名 大 田 智恵子  
住所 神戸市北区唐櫃台 1 丁目 7 番 3 号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 有馬温泉 天地の宿 奥の細道  
所在地 神戸市北区有馬町字大屋敷1683— 2、1683— 7
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課  
縦覧期間 平成27年 4月14日から同月27日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成27年 4月14日から同月27日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

**公 告**

**私立幼稚園の廃止認可**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第 4 条の規定により、次のとおり幼保連携型認定こども園への移行に伴う私立幼稚園の廃止を平成27年 3月27日に認可した。

平成27年 4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 位 置 | 設 置 者 | 廃止年月日 |
|-----|-----|-------|-------|
|     |     |       |       |



|                |                  |                |            |
|----------------|------------------|----------------|------------|
| 微笑幼稚園          | 神戸市灘区篠原北町3丁目6番7号 | 学校法人染矢学園       | 平成27年3月31日 |
| 五葉幼稚園          | 神戸市北区北五葉3丁目7番2号  | 学校法人五葉学園       | 同          |
| 星和台幼稚園         | 神戸市北区星和台2丁目16番13 | 学校法人五葉学園       | 同          |
| 西須磨幼稚園         | 神戸市須磨区桜木町2丁目2-1  | 学校法人西須磨幼稚園     | 同          |
| 大手幼稚園          | 神戸市須磨区大手町7丁目1-1  | 学校法人大手学園       | 同          |
| 神戸YMCAちとせ幼稚園   | 神戸市須磨区高倉台4-12    | 学校法人神戸YMCA学園   | 同          |
| 明舞幼稚園          | 神戸市垂水区狩口台5-14-1  | 学校法人和弘学園       | 同          |
| 塩屋幼稚園          | 神戸市垂水区塩屋町9丁目22-3 | 学校法人和弘学園       | 同          |
| 浜幼稚園           | 尼崎市浜2丁目2番13号     | 学校法人小寺学園       | 同          |
| 杭瀬幼稚園          | 尼崎市杭瀬本町1丁目9番36号  | 学校法人熊野学園       | 同          |
| 聖ミカエル広畑幼稚園     | 姫路市広畑区小松町4-36    | 学校法人姫路顕栄学園     | 同          |
| 五字ヶ丘幼稚園        | 姫路市西今宿3丁目18番30号  | 学校法人五字ヶ丘学園     | 同          |
| 船場御坊幼稚園        | 姫路市地内町1番地        | 学校法人船場御坊幼稚園    | 同          |
| 姫路日ノ本短期大学付属幼稚園 | 姫路市香寺町相坂467      | 学校法人日ノ本学園      | 同          |
| 愛の光幼稚園         | 加西市段下町880番29     | 学校法人キリスト教飯盛野学園 | 同          |



**私立専修学校の設置認可**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の設置を平成27年3月27日に認可した。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                  | 位 置              | 設 置 者       | 課 程                                 | 総定員  | 開校年月日     |
|----------------------|------------------|-------------|-------------------------------------|------|-----------|
| ICT専門学校              | 明石市花園町1番地の1      | 学校法人森学園     | 工業専門課程                              | 80名  | 平成27年4月1日 |
| 大原簿記情報法律専門学校姫路校      | 姫路市白銀町61番地       | 学校法人大原学園    | 商業実務専門課程<br>工業専門課程<br>文化教養専門課程      | 400名 | 同         |
| 大原医療福祉&スポーツ保育専門学校姫路校 | 姫路市白銀町61番地       | 学校法人大原学園    | 商業実務専門課程<br>文化教養専門課程<br>教育・社会福祉専門課程 | 310名 | 同         |
| 平成淡路看護専門学校           | 南あわじ市広田広田656番地1号 | 医療法人社団淡路平成会 | 看護専門課程                              | 120名 | 同         |

私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条で準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成27年3月27日に認可した。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称         | 位 置                     | 設 置 者            | 廃止年月日      |
|-------------|-------------------------|------------------|------------|
| 明石ドレスメーカー学院 | 明石市山下町6番5号              | 準学校法人明石ドレスメーカー学院 | 平成27年3月27日 |
| 本庄珠算学院      | 神戸市東灘区深江本町2丁目3番24号      | 赤井 忠平            | 同          |
| 川西珠算学園      | 川西市小戸1丁目3番9号エンリッチパール302 | 西山 勝             | 同          |

農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、この公告の日から当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年令及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の提出先に提出すること。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 今回縦覧に供する農用地利用配分計画の概要  
 （賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

| 申請年度<br>及び番号 | 賃借権の設定等を受ける者      |                           | 賃借権の設定等を受ける土地                 |
|--------------|-------------------|---------------------------|-------------------------------|
|              | 氏名又は名称            | 住 所                       |                               |
| 第1号          | 株式会社<br>こうべファーム   | 神戸市北区長尾町上津3546            | 神戸市北区長尾町上津字下流田<br>5810番2ほか10筆 |
| 第2号          | 大塚 正晴             | 神戸市北区有野台6丁目20番B<br>7棟401号 | 神戸市北区八多町深谷字下長尾<br>1903番1ほか2筆  |
| 第3号          | 農事組合法人<br>きすみの営農  | 小野市下来住町1867               | 小野市下来住町字東高在1741番<br>ほか75筆     |
| 第4号          | 池澤 大輔             | 小野市河合中町835—1              | 小野市河合中町字寺垣内860番1<br>ほか5筆      |
| 第5号          | 農事組合法人<br>あびき     | 加西市網引町791—1               | 加西市網引町字上灰田655番67ほか<br>2筆      |
| 第6号          | 農事組合法人<br>窪田町営農組合 | 加西市窪田町728                 | 加西市窪田町字下向615番ほか53<br>筆        |

27

|      |                    |                      |                              |
|------|--------------------|----------------------|------------------------------|
| 第7号  | 農事組合法人<br>玉野町営農組合  | 加西市玉野町1348番地         | 加西市玉野町字大坪1165番ほか<br>17筆      |
| 第8号  | 農事組合法人<br>豊倉町営農組合  | 加西市豊倉町1453番地の2       | 加西市豊倉町字北ノ後1546番ほか<br>221筆    |
| 第9号  | 栗山 正彰              | 加西市段下町734            | 加西市段下町字林ケ谷386番ほか<br>21筆      |
| 第10号 | 篠原 正男              | 多可郡多可町中区牧野652        | 多可郡多可町牧野字大日94番ほか<br>4筆       |
| 第11号 | 吉田 仁               | 多可郡多可町中区鍛冶屋284       | 多可郡多可町鍛冶屋字谷口12番<br>1ほか2筆     |
| 第12号 | 高橋 正己              | 多可郡多可町中安田464—3       | 多可郡多可町中安田字入口433番<br>ほか1筆     |
| 第13号 | 農事組合法人<br>エコファーム多田 | 多可郡多可町加美区多田564       | 多可郡多可町多田字左中259番ほか<br>10筆     |
| 第14号 | 小林 寛明              | 多可郡多可町八千代区俵田157      | 多可郡多可町俵田字俵田343番ほか<br>1筆      |
| 第15号 | 株式会社<br>東川辺営農      | 神崎郡市川町東川辺644番地       | 神崎郡市川町東川辺字山根108番<br>7ほか305筆  |
| 第16号 | 有限会社<br>環境微生物研究所   | 神崎郡市川町近平59番地         | 神崎郡市川町近平字四軒屋17番<br>1ほか100筆   |
| 第17号 | 有限会社<br>文化農場       | 神崎郡市川町近平15番地         | 神崎郡市川町近平字四軒屋6番<br>1ほか3筆      |
| 第18号 | 農事組合法人<br>板坂営農組合   | 神崎郡福崎町高岡1921番地11     | 神崎郡福崎町高岡字鳥ノ岡1907<br>番28ほか23筆 |
| 第19号 | 東徳久地区<br>農事組合法人    | 佐用郡佐用町東徳久2358        | 佐用郡佐用町志文字熊淵381番ほか<br>27筆     |
| 第20号 | 小松 博司              | 佐用郡佐用町福澤25           | 佐用郡佐用町福澤字大ツカ日面<br>1488番ほか32筆 |
| 第21号 | 岡田 徳雄              | 佐用郡佐用町福澤310          | 佐用郡佐用町福澤字田野前1590<br>番ほか23筆   |
| 第22号 | 福田 範康              | 佐用郡佐用町福澤1136—3       | 佐用郡佐用町福澤字塚ノ元1636<br>番ほか26筆   |
| 第23号 | 白鶴ファーム<br>株式会社     | 篠山市井之上字長屋ノ坪182—<br>1 | 篠山市上笹見字蔵垣内322番4ほか<br>11筆     |
| 第24号 | 奥井 正紀              | 南あわじ市賀集野田125番地       | 南あわじ市賀集野田字有ノ木208<br>番3ほか2筆   |

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所

(2) 縦覧期間

平成27年4月14日から同月28日まで

3 意見書の提出先

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ラ・ムー福崎店  
所在地 神崎郡福崎町南田原字川田2934ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称        | 住所                | 代表者の氏名  |
|-----------|-------------------|---------|
| 株式会社恵比寿天  | 岡山県倉敷市沖新町63番地6    | 大賀 昭 司  |
| 株式会社ナガタ薬品 | 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3 | 中 島 康 伸 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前  
（仮称）ラ・ムー福崎店

イ 変更後  
ラ・ムー福崎店

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前  
出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所

イ 変更後  
出入口1箇所、入口1箇所、出口2箇所

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称  
平成27年3月16日

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
平成27年7月20日

5 届出年月日

平成27年3月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年4月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年 8月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病 院 局 告 示





兵庫県病院局告示第2号

次に掲げる公印を平成27年3月31日限り廃止した。

平成27年4月14日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

廃止公印の名称及び印影

|                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |
| 兵庫県立柏原看護専門学校長印（一般）                                                                | 兵庫県立柏原看護専門学校長印（特殊）                                                                | 兵庫県立淡路看護専門学校長印（一般）                                                                 | 兵庫県立淡路看護専門学校長印（特殊）                                                                  |

正 誤

○平成26年11月28日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県選挙管理委員会告示第69号（政治団体から提出された平成25年分の収支報告書の要旨）中

|       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| (ページ) | 112                                                      |
| (行)   | 右段下から10                                                  |
| (誤)   | 2 支出総額 0                                                 |
| (正)   | 2 支出総額 750,542<br>3 支出の内訳<br>経常経費 750,542<br>人件費 750,542 |